



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	新聞成立期における印刷監督制度について
Author(s)	江口, 豊
Citation	国際広報メディア・観光学ジャーナル, 22, 95-112
Issue Date	2016-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/61127
Type	departmental bulletin paper
File Information	095-112Eguchi.pdf



新聞成立期における 印刷監督制度について

北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院 教授

江口 豊

On the Institutional Supervision of Printing and its Influence on Early Newspapers

EGUCHI Yutaka

abstract

Though Gutenberg's invention of printing took place in the middle of the 15th century and the foundation and completion of the official post system of the Holy Roman Empire barely 150 years later, it was still necessary for a social environment that tolerated the printed newspaper as an epoch-making information channel.

As far back as Ancient Greece and Rome rulers tried to supervise and control communication activities in each society. But the explosive spread of information through printing was so impressive, that at first the clergy, and later also emperors and monarchs, introduced various legal means like censorship and privilegium impressorium (monopolistic license for an individual title).

According to Eisenhardt (1970) and other researchers, a rigid and complete system of supervision did not exist at the time of the foundation of newspapers in the German speaking area. However, contrary evidence exists. Even the first newspaper founder and editor Johann Carolus in Strasbourg clearly ran into difficulty 1609 because of an article, although he could continue to print his newspaper in the following weeks.

"Aviso" in Wolfenbüttel, the second newspaper in the Empire, was free from problems of this sort because the editors were partly officials at court without the need to be supervised.

「真実には政略も戦術も検閲も不要だ。……真実には場を与えさえすればよい。……眠っている間に縛ってはならない。そうすると本当のことを言わないから。」ⁱ

1 序ⁱⁱ

1609年に刊行された新聞が現存しているストラスブールの*Relation*紙が、世界初の印刷形態の新聞として認められている。*Relation*紙については、ストラスブール市参事会への独占発行申請の内容から1605年には印刷された形式で販売されたと推定される。この週刊新聞の刊行にあたって、その記事の源泉すなわちニュースソースを考えると、当時のタクシス駅通の存在に注目すべきことをBehringer（2003）は論証した。この近世ヨーロッパの情報革命の重要性は広く認められているといえよう。

もちろん、新聞発行を促進する制度的バックボーンとしての駅通とは逆に、それを阻害する方向で影響した要因が存在したことも否定できない。ストラスブールでは可能であったことが、はっきりと禁止されていた場所もありえたからである。すなわち、印刷形態（原理的には手書きでも該当する）の公刊物への制限という点である。最も分かりやすいかたちでは、検閲という制度となる。またその印刷物の公刊を保証する政策として独占的発行許可 *privilegium impressorium*（以下印刷特権と呼ぶ）という制度も存在した。許可を与えるのは皇帝、領邦君主、都市参事会などである。この印刷特権は、出版人や印刷業者や著者にとって、海賊版の出現による経済的損失を避けることが一義的な目的であったが、現代の著作権の雛形となった点が法制史、経済史的にも注目されてきた。もちろん、権力者にしてみれば、好ましい情報の流通を促進する手段という意味で、検閲と並んで情報管理の一方策であったことに違いはない。

小論では、新聞成立の前後を中心に、ドイツ語圏の大半を版図としていた神聖ローマ帝国の出版物に対する監督に関する研究の概観を試みる。なぜ新聞という定期刊行物による情報流通があえて妨げられなかったのか、とりわけなぜ為政者にとっては不都合な存在ともなりうる印刷メディアが許容されたのかという疑問に検討を集中したい。

2 新聞を含む印刷物の発生と普及に対する評価の二面性

グーテンベルクの印刷術の発明により、手書きで少数しか作成できなかった書籍等の複製が文字通り大量かつ素早く可能となることについて、同時代

► i Milton (1917) *Areopagitica* (ed. by J. W. Hales), S.53.

► ii 本研究は、科学研究費補助金「ドイツ語圏等における新聞制度成立の背景に関する研究」（課題番号26570001）の支援を受けて実施された研究成果の一部である。

の人々が肯定と否定の両面でさまざまなコメントを残している。Stöber (2014, 96f.) はそれらを取りまとめながら、「問題となるのは、美的感覚と道德感、宗教と政治、科学と一般的な有害性と有用性だ」として、この議論のパターンの「毀誉褒貶が、以後新しいメディア登場の度にくり返される青写真」だと看破している。

Stöber (2014, 96f.) が紹介する肯定意見の一つは、グーテンベルク聖書を最初に目にした一人ピッコロミーニ枢機卿（後の教皇ピウス2世）がスペインの枢機卿ホアン・デ・カルヴァハルに感激を込めて「これ以上ないほどにきれいで、正確な活字を使った本を目にした」とか、「どこにも誤りは無く、あなたも眼鏡なしで読めるでしょう」という記述である (Hoffmann (1993, 256.))。

教義上は教皇ピッコロミーニと対立する陣営を打ち立てたマルティン・ルターも、その卓上講話で、「神は印刷術によって最新で至高の贈り物を人類に下さった」と印刷術の効用を激賞している。また、プロテスタント神学者ヨハン・マテジウスは、「書籍の印刷業者が、悪意ある邪教的な恥辱や悪徳の印刷をしなければ、誰もこの素晴らしい技を誉め讃えすぎることは無かるう」と早くも現象の両面に触れている (Stöber 2014, 97.)。「グーテンベルク以来、印刷物の賛同者も批判者も、印刷術を有用な道具とも、有害な道具とも論じること」が多く、「印刷メディアの積極的な規制も規制の否定も、その目的や意義についての論駁は、文化批判的な言説に根源がある」と論じられている (Stöber 2014, 97.)。

もちろん、書籍や新聞などの活字の情報に対する関心が広がり、高まると、それを印刷術のマイナス面や悪習として指摘する声もあがる。「読書欲が煙草、酒、コーヒーに対する中毒と同様にとらえられていた」とか、「初期の新聞に関する記述にも、定期的な印刷物の並行現象として、(定期的に新しい情報が提供されるために) 新奇なことへの中毒と批判されていた」ことが紹介されている (Stöber 2014, 97.)。発行についての定期性がまだ確立していなかったNeue Zeitungen (不定期な号外新聞のような存在) についてさえ、Christoph Besold (1577-1638) が「真面目な男たちは自分の仕事に専心していたのに、軽薄な男達がかまけていたのは新しい出来事 (ニュース) だった」と書いているほどである (Stöber 同上)。

3 | 印刷による情報流通に対する監督

社会全般が印刷物や新聞に対して持っていた評価の二面性も背景とはなるが、社会を統治する側である教会、国家、権力機関は、「利するところは手に入れ、害となるところを避けるために、統制とプロパガンダを使用した」 (Stöber 2014, 98.)。奇しくも新聞成立前後に発生した「30年戦争と宗教改革」という例外を除けば、近世初期の住民へのプロパガンダを使った訴えは、18

世紀に増えるものの、滅多になかった。前面に現れたのは、害を予防するための否定的な活字政策だった。この点で検閲は「好ましくない印刷物を妨げるための、最古で、最重要な手段だった」(Stöber 同上)。印刷に対する検閲は、情報流通を妨げる働きをもつ行政措置である。Stöberは「15、16世紀の検閲が、厳密には20世紀の法律用語でいう《許可の猶予を伴う一般的な禁止措置》にあたるもの」と述べている。

3.1 検閲

検閲に相当するドイツ語のZensurはラテン語censuraに由来し、本来「試験」、「判断」を意味するⁱⁱⁱ。従来のドイツ語圏の検閲史研究では、宗教的権力としてのキリスト教会による検閲と世俗権力による検閲とを区分けして記述することが多い。とりわけ教会の判断を仰ぐのは、後に触れる通り、活版印刷術の発明による書籍の登場以前から、教会が聖書を巡る正典とそれからの逸脱としての偽典あるいは異説・邪説という問題を抱えていたためである。また、Eisenhardt (1970, 4.)によれば、「5世紀のギリシャで文書の禁止、没収、焚書および著者の処罰」の記録があり、古代ローマでも「初期の法規が文書作成に関する規定を含んでいたが、文書に関する監督はとくに誹謗文書、中傷文書に限定されて」いたとはいえ、ローマ人も完全な表現の自由を享受していたわけではない。さらに、中世では手紙の検閲がすでに存在した^{iv}ため、検閲という制度そのものの考え方は、必ずしも活版印刷物の成立を前提条件とはしていないことが分かる。

Schneider (2012, 425f.)は、一般的な検閲を、「国家や教会の体制安定を目的に、意見や主張に対して実施される権力者によるコミュニケーション管理」と定義している。検閲には大きく分けて事前検閲と事後検閲（両者の組合せもありうる）があり、新聞成立期でもある「近世初期における」検閲の狙いは、「とくに閲読行為を誘導、操作もしくは完全に遮断することにあつた」。検閲の動機としてSchneiderが挙げているのは、「成文化された規範や、道徳、宗教、政治に関わる価値上の義務の維持」である。検閲の対象としては当然のことながら「書籍、ピラ、絵、新聞、雑誌」の他に、意外なものとして「暦」や「劇場公演などの公共コミュニケーション制度」も挙げられている。検閲の当事者として想定されるのは、「著者、出版人、書籍商、印刷人、図書館、読者」である。

3.2 印刷特権 (privilegium impressorium)

これに対して印刷特権 (privilegium impressorium) とは何だったのだろうか。先に述べた通り、「ある種の書籍を一定の期間内に特権を与えられた者の同意のないまま、またその損失をもたらすような出版（海賊版）を禁じること」であり、表面的には経済的意味合いの大きな制度である (Eisenhardt 1970, 10.)。つまり、印刷特権を与えられることによって、独占的に特定の印刷物を（今日的な意味で企画し）執筆、印刷、販売することが可能となり、その特権の通用地域内では第三者が当該の出版物を印刷・製作し、販売することができない制度である。ある意味で現代の著作権の原型と言えるかもしれない。

▶ iii Duden (2007) Das große Fremdwörterbuch. 参照。

▶ iv Schneider (2012) 担当のZensurの項目の一部。Otto, 4. Postgeheimnisの項目参照。

Koppitz (1997, 41f.) は、「初めて不正な海賊版防止の措置が取られたケースは、1481年のミラノ公爵によるものだ」とし、「独占的な印刷特権が1486年にベネツィア共和国で認可された」ことも紹介している。「ドイツ語圏で最初の印刷特権は、Konrad Celtisが発見し、編集したHrotsvitha von Gandersheimの書物に対して帝国行政機関から1501年に付与された」。「神聖ローマ帝国レベルで著名なものは、1511年3月1日付けのアウクスブルクのKonrad Peutingerに対する3件の印刷特権である。さらに、同年には医師Eucharius Rößlinに医学書に関する印刷特権が付与」されている。Schottenloher (1933) は、「人文主義者で宮廷歴史著述家のJohann Stabiusが1512年1月1日に印刷特権付与の権限を与えられた（実際に付与したのは数回）」ことや、「枢密顧問官Jakob Oesler博士が1514年から1517年の間に刊行した6点の書籍に印刷特権が記されている」ことを紹介している。

皇帝の印刷特権を申請する場合には、帝国枢密院やフランクフルト書籍委員会への印刷物の提出義務が課せられていた。「書籍では当初一部、後に三部、最終的に五部の提出を、新聞のような定期刊行物では18部（帝国枢密院が18名構成だったから）が求められた。印刷特権の重みは、特権付与者の重要度、領邦の場合その領土の広さと経済力に左右された」ので、「ブランデンブルク、ザクセンの独占発行許可は印刷業者にとって重みがあった」。「ライプツィヒの見本市で展示できるから」である（Stöber 2014, 113f.）。またホーエンツォレルン家が統治したブランデンブルク＝プロイセンのように時間的経過とともに領地が拡張されると、その君主が付与する印刷特権の重要性も増すこととなる。

「独占発行許可は検閲と等しいものとは言えないが、検閲そのものを前提としていた。独占発行許可期間は通常3年、5年、10年で、延長も可能で、世代を超えて相続もできた」とされている。印刷特権取得には、「申請が必要で、17世紀以降はJournale/Novellenと呼ばれた新聞発行への申請がますます増加した。多数の新聞タイトルには『印刷特権取得済み』と付記された」。また、「印刷特権は高額で取引された」らしい。「印刷特権申請、印刷特権不当提訴、独占発行取り消し申請も起こされる」ことがあった（Stöber 2014, 113.）。ストラスブールで最初の週刊新聞を発行したヨハン・カロルスもやはりストラスブール市参事会に印刷特権の付与を求めたのである。

4 神聖ローマ帝国における印刷物の監督について

近世ドイツ語圏の印刷物を巡る監督制度については、Schottenloher (1933) やEisenhardt (1970) の研究がよく知られている。またKoppitz (1997) も帝国自由都市アウクスブルクに焦点を当て、監督制度の実態を具体的な事例に沿って記述している。さらに、Stöber (2014) は、活字メディアの歴史との関連で、19世紀までの長期間を視野に筆を進めている。本節では、できる

だけ16、17世紀という新聞成立期および普及期に対象を絞りながら、研究史で確認された重要な点を紹介していきたい。以下はStöber (2014) にならって、(1) 教会による監督、(2) 世俗権力たる帝国、領邦君主等による監督に分けて論じていく。

4.1 教会による規定

教会による最古の検閲規定は、多くの研究が指摘するように、1486年1月4日マインツ大司教兼選帝公ベルトルト・フォン・ヘンネベルクが事前検閲を布告したことに始まる。但しEisenhardt (1970, 4f.) は、1475年に刊行された出版物の中ですでに、事前検閲を示す注意書きがついたものが確認されていること、未承認の出版物の著者に関わる最初の裁判が1478年にケルンで開廷した記録があること、1482年にヴェルツブルクで禁書の例があったことも紹介している。また、ヴェルツブルク司教が統治地域での一般的な事前検閲を指示したとの間接的記録にも触れている。これを受けてマインツでの事前検閲が成立したのではという推測も成り立つ。いずれにせよ、教会という組織が、「礼典関係の書物を、古来より厳密な点検を施し、原典に一致させてきた」こと、ミサ典礼書は「神の秘蹟によったかの如く、綴りから何から原典のお手本どおりにできた」と教会の関係者が記していることから、「教会の検閲令は、信仰の一致問題に関する至上の権威を教皇が主張することに起因」している (Stöber 2014, 98f.)。さらに、カトリック教会は、「活版印刷術は精神的 content と神学的 content の普及を可能とすることから、これを教会の監督下に置こうとした」。その実践として、「教皇インノケンティウス8世が、事前検閲を規定した勅書を発した」り、「教皇ピウス6世が1564年に印刷に関する布告十か条を出した」りした。しかし、「中心的な手段は、教会の禁書目録index librorum prohibitorum (1559年)」であった。カトリック教会は「真の信仰の守護者という自覚から、異端審問により出版の最新状況を監視し、反宗教改革の主要な手段」としたが、検閲審査が迅速には行われず、長期にわたることも多かった^v (Stöber 2014, 99.)。「教会の規則は信仰の一体性を維持するためのもの」とはいえ、敬虔主義者との論争を抱えたプロテスタント側にも異端との問題は限定つきながら当てはまる。それは「信仰の一致は検閲では達成不可能であり、信仰者は皆自分の信仰が正しいと思い込んでいる」点に原因がある。しかし、「近世初期の教会による検閲は、継続的な国家の検閲に対して意味を失っていった」 (Stöber 2014, 99f.)。

▶v 18世紀でも検閲の結論が出るのに5年を要したケースがある。

4.2 世俗権力による監督

4.2.1 帝国レベルの印刷物の監督のための法的基盤

(a) 皇帝大権

神聖ローマ帝国皇帝には独自の皇帝大権というものがあり、それは帝国全体の「統治者のみが、共同統治者、等族の関与無しで遂行できるもの」とされ、「大権の対象として硬貨鑄造権、関税権、徴税権、市場権、公道敷設権、架橋権、港湾権、水車権、漁業権、鉱業権」などが挙げられている。皇帝大権

の確立した時期は明白ではなく、この大権の一部が領邦君主に移行したことも説明されている (Eisenhardt 1970, 8.)。この皇帝大権の一つに書籍大権 (Bücherregal) がある。その行使例として、「1496年マクシミリアン1世がストラスブールの法学博士Jakob Oeslerをドイツ全体の書籍制度の総監督に任命したこと」、「1512年に人文主義者Johannes Reuchlinの出版物 (ユダヤ人の弁護) に対する禁書措置」が挙げられる (Stöber 2014, 100.)。本来、皇帝大権は領邦主権よりも上位に位置づけるべきものであるが、神聖ローマ帝国の歴史全般が示すように、それは建前上の場合もあり、実際は領邦君主等の主張が通ることもあって、「書籍大権も領邦君主と分かち合う」 (Stöber 同上) ものとなっていた。

(b) 勅令 (Edikt)、許可状 (Patent)、訓令 (Mandat)

「皇帝自身は、帝国等族の干渉を受けることなく勅令、許可状、訓令を発する権理を持っていた。……しかし、そうしたものは、常に既に有効とされる帝国法規の枠を超えてはならなかった。すなわち、勅令、許可状、訓令は、効力をもつ帝国法規を変更することも、新たなことがらを生み出すこともできなかった」 (Eisenhardt 1970, 39.)。Eisenhardtは許可状を例証にとり、呼びかけ対象を「すべての臣民」、「書籍印刷および販売に関わる者」などと分類することを基準に、全部で8つに分類している。「(1) 既存の帝国法規の内容を部分的に繰り返すことで、それらの遵守を要求するもの、(2) 特定の印刷物の禁止に促されたもので、一般的な帝国法規の遵守を求めた臣民全員宛てのもの、(3) 書籍印刷および販売に関わる者に宛て、刑罰で威嚇しつつ、当該領域の帝国法規に基づく規定遵守を求めたもの、(4) 印刷特権の扱いと付与に関わるもの」などである。

(c) 帝国議会決議 (Reichsabschied)

Stöber (2014, 100f.) によれば、「帝国議会の議決の特別な形式」で、「詳細な論議の後に記録された議事録の体裁でありながら、法に準じた性格を持った」。しかしながら、法的拘束力は帝国等族がそれを適用しなければ生じない。出版に関する決議で重要とされるのは、1) 1524年のニュルンベルク議会 (事後検閲と書籍商と印刷業者の監督について定めた)、2) 1529年のシュパイヤー議会 (事前検閲について定めた)、3) 1530/1548/1570年のアウクスブルク議会 (禁止された印刷物の搜索強化を定めた行政法令) とされる。

(d) 帝国法上の規定

上記以外の法規定で書籍等の印刷物に関係するのは、1532年レーゲンスブルク帝国議会で採択され、カール5世の名を冠した*Constitutio Criminalis Carolina* (219条からなる刑法典) である。これには名誉を守る条項として「侮辱に対する刑法上の防御規定」が定められている (Stöber 2014, 101.)。

(e) 選挙協約 (Wahlkapitulation)

選挙協約は現代風に言えばマニフェストである。Eisenhardtによれば、「皇帝選挙協約は、選ばれた皇帝と選帝公との間に有効なだけでなく、帝国内のすべての等族や臣民にとっても有効な、帝国基本法の水準の帝国法だった」。そして、「選挙協約は例えば裁判所によって直接帝国法として適用された」のだが、概して言えば「皇帝選挙協約はそれほど重要な意味を持たなかった」。

小論の対象とする時代よりも若干下った1653年に、「書籍制度および活字メディア制度に関する規定を含んだ最初の選挙協約がフェルディナント4世」によって提示されたが、これは「ヴェストファーレン条約やアウクスブルクの宗教和議の尊重とそれに効力を持たせること」が目的であった。選挙協約交渉時にブランデンブルク公の使節が書面で提起した具体的内容として、「帝国内に不穏、疑念、争いを引き起こすような印刷物を広めた著者、印刷業者、販売業者はそれにふさわしい処罰を受けるべき」と規定され、選挙協約第2条に盛り込まれたケースがある（Eisenhardt 1970, 34ff.）。

4.2.2 領邦法規の検閲規定と検閲実態（Stöber 2014, 106ff.）

神聖ローマ帝国を構成する領邦や帝国都市などの「法規定は、多くの点で帝国の規定に類似した」ものとStöber（2014, 106.）は主張する。「皇帝の権能はハプスブルク王家直轄地を除く領域では間接的であった」という状況で、「近世に領邦君主等の自立性が増大し、帝国の権威が低下したものの、領邦君主等は帝国レベルの監督官庁との葛藤を避ける努力もしていた」。また、「皇帝側のコミュニケーション政策上の目的は、領邦君主のそれと一致していた」という見方もある。「両者の共通利害は公共の安全と秩序の維持であり」、「両者ともに宗教的平和に関心をもち、革命的宣伝パンフレットにはいかなる了解ももたなかった」という指摘である（Stöber 同上）。

同時に、「小規模領邦や都市の検閲機関は、雑駁、センセーショナル、間違ったメディア報道に対して五つの点」で関心を寄せていたとされる（Stöber 2014, 107.）。

- (1) 領邦・都市の名誉に関わること
- (2) 対外的な安全保障に関わること（周囲の諸邦が報道を介入する口実とするため）
- (3) 都市・領邦のメディア政策が領内の平和維持を追求したこと（一部の公刊物が暴動目的の糾合や内戦を呼びかけたり、特定の政策への不服従を反乱・反抗で威嚇することがあったため）
- (4) 怪しげな業界の社会的統制にかかわること（印刷物の行商人は、滞在地の都市への忠誠が無いと思われ、どこでも居住者の不信に迎えられるのが常であった）
- (5) 巡回移動を常とする印刷物販売業界を統制しようとする行政機関の関心（例えば、間違った内容や誤解を招く情報のビラは善良な買い手への詐欺と見なされた）

こうした指針の中で、各領邦は立法とその適用を規定していくが、「最初に重点が置かれたのは宗教的な公刊物で、政治的な検閲は17世紀末から徐々に重要視された。宗教的な検閲はその後重視されなくなり、宗教的論争は弾圧できなくなった」。「領邦立法の適用域の拡大は、自動的に検閲強化を意味せず、逆に一時的に検閲が緩和されたり、完全に機能を停止したこともある」（Stöber 同上）^{vi}。

領邦法規の実施においては、検閲の職務を「専門家に委嘱する傾向（ザクセン、オーストリア本国、ブランデンブルク）があり、例えば、聖職者が宗

▶vi 18世紀以降の事例ではあるが、王位継承時にはときおり検閲緩和が見られた。

教書物、法学教授が法律書を検閲する」ことが多かった。それ以外に、「印刷業者自身、大学都市では大学教授、新教都市では教区監督、郵便局の書記」も見られた（Stöber 2014, 108.）。17世紀末ではあるが「ストラスブールでは検閲で印刷業者が面倒を負わされ、商売の邪魔をされないよう、印刷業者自身に案件を検討させるか、市の行政部門や大学教授や学部長に助言を求める」こともあったとされる。小論の末尾で紹介するが、「ヨハン・カロルス」の時代でも自己検閲が通用していたのである（Stöber 同上）。

この他、「一部の領邦では、書籍検閲委員会が存在（上位機関に対しても自立的な立場をとる）し、こうした委員会設置により、検閲官職の専門化が進んだ。検閲の賛成者と反対者の境界は、例えば記者と官僚との間にあったわけではなく、官庁・官僚間でも賛成・反対が議論された」（Stöber 同上）。

また、「有力領邦の場合、帝国法規の適用を押し通そうとする試みは無益であった」ことが示すように、「真に皇帝に即した法と法執行を実現するための政治情勢による可能性との間に断絶が明らかとなっていたこと」をEisenhardt（1970, 139.）も説明している。

Stöber（2014, 109ff.）は上に述べた事情を、17、18世紀を通じてもっとも有力な領邦であったザクセン、ブランデンブルク＝プロイセンから具体的な事例で補足している。ザクセンでは宗教的対立に基づいた検閲努力がなされたことが一時期あるものの、1590年代から1640年代までは、ほとんど検閲の努力はなされなかった。検閲が再度強化されるのは1662年以降で、ライプツィヒ書籍委員会にその基盤を付与した。ブランデンブルク＝プロイセンでは、「16世紀ケーニヒスベルク大学と全国教会役員会とが緩やかで柔軟な検閲を実施していた」。検閲導入は1654年で、当初は神学書のみが対象とされ、18世紀初めのスペイン継承戦争後、政治情勢や君主に関わる書物に対象を拡大する。総じて18世紀末以降から政治的な書物に対して敏感に反応し、検閲の強化という流れとなる。

4.3 監督執行機関

上に紹介したとおり、印刷物の監督の法的な根拠が、帝国レベルでも領邦レベルでも存在したことを反映して、印刷物の監督の執行機関は複数存在した。皇帝大権に関連づけて設けられた機関としては、1) フランクフルト書籍委員会、2) ウィーンの帝国枢密院、3) 帝国議会他の機関の三つが挙げられている。

1) フランクフルト書籍委員会（Bücherkommission zu Frankfurt a.M.）

帝国政府機関としての書籍委員会の成立事情は明確ではない。「1567年 Erhardt Walther という書籍審査官の記録があったこと」や、「1569年皇帝マクシミリアン2世がフランクフルト市参事会に、見本市期間中に印刷業者や発行者が皇帝の法規を遵守することと提出義務のある部数の印刷物を提出することを求めた」ことも記録されている。これについては、「遑々の施行を求めるもフランクフルト市側に拒絶され、それ以降に限定した」という経緯も判明している。「フランクフルト市は、皇帝側に専任の専門家への委託を求め」、「1579年に帝国最高法院の国庫管理官 Johannes Vest に委員会を委託し

た」らしい。当初「委員会は書籍見本市期間のみ活動した模様」だが、「1596年に見本市期間外にも監督するよう委託され」、1597年に第二の書籍審査官 Valentin Leucht³が任命され、1608年3月15日に皇帝が新たにその任務と権威を強調し、常設の組織となった。しかし、「書籍委員会の任務が明確とはいがたく、特に新教のフランクフルト市参事会や他の新教の帝国等族に対しては、常に自らの職掌を主張しなければならなかった」とされる。

フランクフルト書籍委員会の「具体的任務は、見本市での現物点検であり、例えば書籍商がカタログを用意しているか、印刷許可があるか」を調べることであり、「見本市カタログの製作補助、皇帝の独占印刷許可の徹底、禁書の没収、事後検閲（事前検閲は含まれず）」とされている。しかし、「政治的出版物でも権限はわずかで、ウィーンの帝国枢密院に任せざるをえず、「宗教的内容に集中（18世紀には啓蒙主義の出版物に注意）した」のである。ついでながら、「書籍委員会とフランクフルト市参事会の二重の管理は、フランクフルト見本市の凋落とライプツィヒの興隆をもたらす」というのが必ず指摘される点である^{vii}。因みに、この「書籍委員会の活動はフランクフルト市に限定され、他の都市や領邦とは協同・協調できなかった」とされる（Stöber 2014, 103ff.）。

2) ウィーンの帝国枢密院（Reichshofrat zu Wien）

帝国枢密院は、「皇帝の中心的行政機関、司法機関^{viii}であり、1497年から98年にかけて創設された」。「政府機関として、領邦君主たちが帝国規定を遵守しているかを監督し、裁判所として、帝国法の侵害を処理する」。これにより、帝国枢密院は「帝国内のコミュニケーション管理（とくに政治的公刊物）を監督・判断」する役割を負っていた。18世紀には、フランクフルト書籍委員会も帝国枢密院の指導下にあった。「帝国枢密院は多数決原理で決定」を行い、「ヴェストファーレン条約後は枢密院を新教・旧教均等で構成した」Stöber（2014, 105f.）。

3) 帝国議会（Reichstag）など

上記の二機関以外にも、第三のコミュニケーション監督機関として帝国議会もあり、「帝国書記官長を兼ねたマインツ大司教も検閲に関係する機能を果たした」。「帝国最高法院管理官（Reichskammergerichtsfiskal）にも影響力があった」が、それは後に「ヴェッツラーに居を構えた帝国最高法院が出版に関する違法行為を審理したため」である。しかし、「法律の執行能力という点は非常に脆弱だと評価されている」。すでに述べてきたように「帝国権力の障害のうち最も重要なものが領邦権力により生じていたからである」。「アウクスブルク市参事会は1670年、多数存在する領邦領土を悪用することで、帝国本体から大小の行政機関に対して頻頻と発せられた検閲に相当の穴を開ける」と論難している（Stöber 2014, 106.）。

▶ vii フランクフルト書籍委員会が「自らの狹量さ、了見の狭さのために書籍見本市成功の前提を拒んだ」ケースとして、「1777年に学校の教科書、祈祷書、聖歌集しか展示・販売されなかった」ことが挙げられている（Eisenhardt 1970, 139）。

▶ viii 帝国レベルの最高司法機関としてはReichskammergerichtもあった。

4.4 監督の対象と規定違反に対する対応

Eisenhardt（1970）は、監督・監視の対象について、次のようにまとめている。「帝国および領邦君主の機関の監督の対象は、書籍、すべての形態の新聞、楽譜、銅版画および他の版画、カード、暦などのあらゆる印刷物……

内容の名声に関わらずすべての印刷物」で、「単純な学校用教科書も事前検閲の対象」となったし、鑄造品や彫刻品も含められていた。また、「印刷特権付与は検閲の例外とはされないとされ、修道会のメンバーが書いたものも、大学教授も例外にならず。大学の学部長が検閲を実施した。ケルン大司教区ではボン大学事務局長が検閲官を務めた」(Eisenhardt 1970, 50.)。もちろん、「大学の検閲は緩やかで、検閲が厳しすぎると他の領邦の大学に転職されてしまう危険があった」(Eisenhardt 1970, 51.)のである。

また、15世紀から継続していた「事前検閲の例外として、帝国都市レーゲンスブルクで印刷されたもの」が挙げられる。これは小論の考察範囲を超えるが、「1709年以降の「永久議会」のために各領邦使節が議会用資料を印刷していたことを受け、事前検閲の対象外としていたが、それが検閲を忌避する手段になってしまい、議会や使節とは関係ないものまで印刷することがはびこった原因となった。

監督の結果、法規定に違反があると認められた場合以下のような処分が下された。

- a) 印刷物の押収（印刷物への投資が戻らないという経済的に大きな損失を意味した）いわば犯罪の道具として押収され、処分された（焚書）
- b) 印刷業者、販売業者、出版人に対する営業禁止処分（経済的な破綻を意味した）
- c) 関与者の財産の一部もしくは全部を押収
- d) 検閲無しで印刷した場合、著者名や印刷者名の記載が無い場合は印刷業者に罰金
- e) 事案の性格や事情により（1715年の勅令）、「名誉、身体、生命財産」に対する罰

先に紹介したCarolina（1532）は誹謗文書、悪徳文書に対して死罪も想定しているが、適用・執行例は無い」（Eisenhardt 1970, 53f.）。

4.5 印刷監督の実態

Lindemann（1969, 64f.）によると、1619年にフランクフルトで新聞三紙（Egenolf Emmelのタイトル無し新聞、Johann von den Birghdenのタイトル無し新聞、Johann Theobald Schönwetterの*Diarium Hebdomadale*紙）が競合していたとき、Schönwetterが1619年9月16日付けの印刷特権をフランクフルト滞在中の皇帝フェルディナント2世に申請して獲得した。これに対抗して、1620年と1621年の二度にわたり、タクシス駅逡のフランクフルト局長であったvon den Birghdenが請願を提出して、この印刷特権の無効を求めた。こうした訴訟合戦は珍しくなく、また新聞のタイトル名称も、対抗する新聞のタイトルにできるだけ似せて付けるケースもあった。競合状態が生じてしまっただけで経済的な損失も生じるので、先行の業者がそれを防ごうとするのは自然な成り行きであろう。ドイツ語圏初の新聞を印刷発行したヨハン・カロルスも例外ではなかった。彼はストラスブール市参事会に請願書を提出して、独占的な権利としての印刷特権を手に入れようとしたがうまくいかなかった^{ix}。

こうした印刷特権を巡る事情を生み出した背景を網羅的かつ明確に特定す

▶ ix 江口（2014, 16ff.）参照。

ることは困難である。それに関与しそうな事情について、例えばEisenhardtは、「16、17世紀の実践面で、間違いなく最大の役割を演じたのは、1570年の帝国議会決議、1577年の帝国内務統治規定（Reichspolizeiordnung）^x、1555年の宗教和議の三つ」とするが、後世になると「16、17、18世紀の法的根拠が並んで引用される」状況があったらしい。「特定の法的規定がまだ有効なのか確信が持てない場合、可能な限り多数の、事案に関係する法的規定を併記すれば、少なくとも一部は有効で、意図した措置が効力を持つことを前提にしていた」からというのである。皇帝と帝国等族との緊張関係の上に成立していた神聖ローマ帝国では、「1524年以降の法的規定は、既存の状況を補足もしくは拡張するしかなく」、「二世紀半の間、一部の規定が適用され続けられたのは、解釈が変化した時代状況に対応させようとしたからで、……大抵の規定には拡張の余地があったからである」（Eisenhardt 1970, 46ff.）。

検閲についても、例えば「大学とアカデミーは18世紀まで検閲から除外されており、大学の機関や教授自身が大学の公刊物を検閲していた」ことや、検閲が概ね緩やかで優秀な学者の確保を目的としていたことも、すでに述べた通りである。（Stöber 2014, 108）。

4.6 営業法的観点

Stöber（2014）は、印刷監督を営業法（Gewerberecht）の観点からも印刷業と新聞を捉え直している。「営業法自体は中世に起源をもつ古い法規で、出版業も手工業、商業としては他の業界との違いがあまりない。出版業は、金細工業と中世の技芸（手紙代筆業や木版職人）から発展したとも考えられる。当初自由工芸だった印刷業も16世紀中に同時代の営業法規に組み込まれ、同業組合規定は17世紀、18世紀で発展した」。Stöberによれば、競争規制は危機の印であり、「印刷特権（privilegium impressorium）は営業法の特殊形態とも言える。なぜなら、「複製の防止と営業利益確保」とが結びついていたからである。地域的には「ザクセンで複製を徹底的に防止」する一方で、「オーストリアでは書物の需要を国内でまかなえず、18、19世紀には複製が助長さえされた」。Stöberは、「検閲よりも経済的競争に起因して、多くの新聞発行禁止措置がとられた」と推論している。しかし、近世で「印刷業法規」を語るのは時期尚早であり、現在の印刷物取締り法、印刷物秩序法、印刷物関連刑法、印刷業法は存在せず、単に「印刷業法に相当するいくつかの要素が見られる」だけである。ただ当時も、「印刷業者、発行人に印刷業界内の秩序を維持させるための規定を課していた」ことは、以下の「三つの要素」で見取れる（Stöber 2014, 114.）。

(a) 印刷許可

「1521年のヴォルムスの勅令は印刷業者に、印刷物を当地の大学の有識者の権威に提示し、印刷許可（imprimatur）を得ることを求めている。印刷許可は、手続法上の検閲者のいわば品質証明で、印刷の最終面に記載された」。「許可制度の目的は、禁止制度との組み合わせで、(1) 宗教改革の紛争の行き過ぎを緩和する、(2) 卑猥な描写、反感を呼ぶ描写を防止する、(3) 外国勢力に介入の口実を与えない、(4) 権力機構に対する侮辱や誹謗を防止する、

► x Polizeordnung（Policeyordnungと表記する場合も多い）は、現在の狭義の警察制度とは違い、公共生活全般の良好な秩序と管理を目的としたもので、現在での民法、商法、刑事訴訟法などに及ぶ広範な事象を対象とした法規規定だとされている。

Matthias Weber (2002) Die Reichspolizeiordnungen von 1530, 1548 und 1577. 参照。

(5) 印刷業者の自己宣伝を規制する」ことであった (Stöber 2014, 114.)。

(b) 奥付

奥付は、「形式化された製作証明であり」、検閲が新教旧教の宗教的対立を背景としていた「宗教改革期の印刷物には多くの場合製作情報（奥付にあたるもの）が無かった」。広く売れるものを制作すれば、内容によっては訴追や処罰の対象になりえたからである。例えば、「1523年のビラでは189点中22点しか印刷業者を明示」しておらず、「印刷業者は氏名と住所を明記しなければならないという1530年の帝国議会の議決」につながった経緯がある。印刷業者の特定を容易にするために「1570年のシュパイヤー帝国議会議決により、それ以降、印刷が認められるのは、大学都市、君主居住都市、帝国都市のみ」に限定された。もちろんこうした決定の背後には、①奥付の無い印刷物や②上記の都市以外にも印刷所が存在した」現実がある。「1608年のルドルフ2世の「書籍審査規約」(Constitution wegen der Bücher Visitation) による求めに対しても、「いかなる書籍にも、著者名、印刷者名、印刷地が偽り無く掲載されるべきである」と同じ内容が繰り返されている (Stöber 2014, 114f.)。「1600年頃に固定地での販売が広がる以前、巡回販売の場合奥付情報は監督機関にあまり役に立たなかった」。「印刷業者は闇に紛れて、奥付の無い印刷物を持っていた販売人だけが取り締まり可能」だった実態もあった。また、「アウクスブルク市参事会は、外部からの介入の口実を与えないために」、「奥付を意図的に掲載させないことすらあった」。実情として、帝国政策の禁止や命令の不徹底の現われの一つと言える (Stöber 2014, 115.)。

(c) 印刷見本の提出義務（と郵送許可）

この手続きは事後検査のための措置であり、現在は図書館の発行物収集の措置となっている。「皇帝や領邦君主による許可状は見本提出を求めている^{xi}」。新聞は書籍に比較して安価であったこともあり、提出部数が18部と多かったことはすでに紹介した。

新聞の特殊な点は、「駅逓を通じて領地外にも販売された」ことと、そのために「当局の発送許可が必要」だったことである。一般にタクシス駅逓や領邦郵便のような「駅逓を通じた販売 (Postdebit) が実施され、駅逓が料金徴収し、新聞を配達」した。(新聞にしてみれば) 駅逓販売は運送と配達(販路上の) 弱点となりうることは、「駅逓が配達販売を止められると、発行地や自領の領地内に販売が限定される」という後世の事実で確認される (Stöber 同上)。

4.7 印刷特権の実態について

Eisenhardt (1970, S.11f.) や Koppitz (1997, 41.) によれば、印刷特権が「イエズス会、フランシスコ会、ドミニコ会、ベネディクト会のようなカトリック修道会の一部には総括的印刷特権 (General-Privileg) として付与され、当該修道会の構成員に編集された印刷物は、他の者によって帝国内で一切印刷してはならない」ものとされた。「1760年以前は、監督官庁の内容審査がないままで印刷特権が付与されていた」とも指摘されている。また、「印刷物そのものを閲覧させることもある一方で、内容に関して一切承知することなく

► xi 指定された提出部数については小論4ページ参照。

認められることも珍しくなかった^{xii}」(Eisenhardt 1970, 11f./Koppitz 1997, 41.)。

そもそも「16世紀には印刷特権を管理する行政組織がなく、帝国枢密院(Reichshofrat)の成立が公式に記録されている1559年4月3日帝国枢密院規則で確認」されるまで待たねばならなかった。「皇帝不在時には、摂政により印刷特権が付与された」らしく、その摂政の職務を「本来は、プファルツ選帝公が遂行したが、後にバイエルン選帝公とで領域を二分した」事情なども分かっている(Koppitz 1997, 43.)。

「印刷特権の内容と体裁について」判明していることは、「中世以来のしきたりで、法的文書に添えられるべき文言で、現世と来世の罰による脅しと契約遵守の場合の褒美」が懲罰警告文として必ず記されたことである。「印刷特権を犯した者に対する罰金は、金4〜30マルクとかなり高額で、保護期間、有効範囲、テキストの種類と重要性により罰金額が決定」されたい。因みに「罰金は皇帝と著者ともに半額ずつ支払われるもの」(Koppitz 同上)とされた。

「印刷特権の申請者として想定されるのは、印刷業者、書籍商、出版人、修道会など」だが、「約25%は著者、翻訳者、編集者、評者(コメンテーター)」であり、「製本業者も申請」した。「暦、年鑑、祈祷書、賛美歌集(共通点は堅固な製本が必要なこと)なども対象になったからである。「神学者や聖職者も印刷業者や出版人を通じて印刷特権を申請し、銅版画家の作品、経済学・官房学・簿記・手形取引などの新しい分野、翻訳も特権対象」になった(Koppitz 1997, 44.)。

「刊行された書籍のうち印刷特権を申請したケースは1%未満」(Koppitz 1997, 46.)と少なく、その「理由としては、1)印刷特権申請の手続きを知る者が少ない、2)申請のための条件や形式手続きが障害(申請書の作成、少額とはいえない申請手数料、必要な費用、代理人、見本提出の義務)、3)摂政の在地を含む宮廷所在地との地理的距離など」が挙げられている。しかし、その一方で「外国語圏からの申請もあった」。「印刷特権の申請者が多かったのは、アウクスブルクの他、ケルン、フランクフルト、ウィーン、ライプツィヒ」であった。政治状況の混乱は当然ながら印刷特権の認可に大きな影響を与え、時代は下るが、「30年戦争の影響で、1617年から1680年の間に申請された印刷特権は一件のみ」とどまり、「1608年から1678年の間に銅版画の特権申請はゼロ」だったとされる(Koppitz 1997, 45.)。

Koppitz(1997)は、ウィーンの文書館にある一次資料に基づいて、印刷都市アウクスブルクが「17世紀、18世紀の銅版画の中心」^{xiii}だったこと、「17、18世紀の情報センターだったため、新聞の興隆」を迎えていたことを論じている。新聞成立期の80年ほど後になるが、「最初の新聞に対する皇帝の印刷特権は、1686年のカトリック印刷業者August Sturmに対して、さらに1690年Jakob Koppmayerの『Wöchentliche Ordinari Zeitung週刊定期新聞』に対して10年の保護を与えた」ことが記録されている(Koppitz 1997, 51.)

Schottenloherは、「保護状(=印刷特権)がテキスト本文前に文字通りすべて印刷され、同時に本の強力な推薦となっていた」が、「(保護状の文面の)

▶ xii Eisenhardt(1970)によれば、「1760年から1770年になりようやく、検査機関の証明書の提示後に印刷特権が付与された」らしい。

▶ xiii Koppitz(1997, 47.)は「1730年時点で、アウクスブルクに61件の銅版画、23人の銅版画出版者が記録」されているとしている。

►xiv Schottenloher (1933, 91.) によると、フランクフルトの印刷業者 Nikolaus Basse は自分の店舗のドアに印刷特権を掲示したらしい。

抜粋が印刷される場合、(単に印刷特権を獲得していることに) 言及するだけの場合」もあったことを紹介している^{xiv}。理由としては「保護状到着前に印刷が完了してしまうこと」が挙げられているが、「言及するだけという事例が、後の濫用を生み、書籍委員会の設置という宮廷側の対策に繋がる」ことも述べている (Schottenloher 1933, 91.)。

「保護状 (印刷特権) の効果について、1533年の葉草の図版をめぐる争いや1535年の訴訟合戦 (相互に訴え) などの裁判記録の存在」を紹介しているが、これだけでは制度の有効性の証左なのか制度の不十分さの現れなのかは判断できない。「1544年にはストラスブールで保護状の偽造が発覚」している。また、「フランス国王や教皇も保護状を發布しており、バーゼルの印刷業者がフランス国王の保護状を取得した例もある」ように、「確実な保護を求める者で、皇帝、教皇、フランス国王、ベネツィア市の複数の保護状を得たケースさえある」 (Schottenloher 1933, 92.)。

5 | ヨハン・カロルの *Relation*紙で発生した問題

Welke (2008) は、ドイツ語圏初の週刊新聞を印刷販売したヨハン・カロルについての研究で、いわば初期の新聞に関する監督の具定例を挙げている。Welkeは、「検閲の問題には不明な点が多いことや法律上の規定と法的現状との乖離が甚だしい」ことも前置きしている。カロルの*Relation*紙では、「30年間の編集経験で検閲上問題となったのは、1609年11月*Relation* 46号 (大きな問題にならず) の一度のみ」である (Welke 2008, 106-111.)。

問題となったのは、プラハ発の記事「オスマントルコの使節がルドルフ2世の宮廷に暇乞いをするというニュース」であり、記事の中で皇帝政府の財政問題に触れると、これにストラスブール市長Peter Storck (当時のストラスブールは市長と3名の参事により行政部門を構成) が注目し、印刷制度担当部署第15部に連絡した」ことから始まる。この年を通じて、トルコの使節が停戦を協議し、新聞も何度かそれを記事にしている。問題の記事は、「休戦交渉が進捗しないまま、使節の滞在費だけが高額になった。使節は、昼夜を問わず暴飲暴食することにしか関心がなかった」。「一日500グルデンの費用がかかるだろう」ということから、「使節を可能な限り速やかに帰国させるべき」と主張した内容である。Storckが問題にしたのは、使節の帰路の食料 (当時の慣習ではホスト側が負担) の点で、「トルコ使節に5000ターラーを持たせて旅路に送り出すように皇帝陛下が命じたものの、金額の工面がつかないため、使節がしばらく留まることが懸念されている」という記述である。これについて担当の第15部の議事録は、「市長は、印刷新聞があたかも5000グルデンが工面できないとして皇帝陛下を愚弄し貶した、と告発した。こうした新聞が帝国内外に流布しているのだ。諸氏は、そのように語ることを容易に推察されるであろう。こうした懸念を理解されれば、新聞印刷業者に当面

の間印刷を停止させることで、新聞を禁じることをご理解いただこう」(Welke 同上)。

この書面で判明することは、「事前検閲もなく、検閲者や検閲に関してまったく話題になっていないこと、新教の帝国都市で宗派は違えども帝国君主に礼を欠いたことを許容していないこと」、皇帝や君主の名誉を毀損することは許容されないことなどである。すでに指摘した点であるが、「外国・外部権力からの抗議を呼ぶような問題は新聞から生じさせない」という方針と同時に「行政上の事項に関しては、手段の適切性を守る」というストラスブールの流儀も見られる。すなわち、新聞発行の「禁止には至らず、追って沙汰あるまでの一時的な停止に止めた」のである (Welke 同上)。

訴えから5日後(11月23日)の議事録によると、「印刷業者カロルスは即座に対応し、(ニュースの)元になった手書き新聞にそうしたことが掲載されたことは申し訳なく、今後そうしたことが起こらないようにする。将来同様のことが起こらぬように注意し、問題となる場合は市の印刷担当者に連絡すると謝罪した。また、再度新聞の印刷を許してもらえよう請願した。今クリスマス時期にそれが認められないと、この季節の収入がなくなり、印刷所の購入や改善には困難が生じる。自分(カロルス)は貧しい職人であり、そうしたことで大きな損害を受けると述べた」のである。その後、「カロルスには請願を聞き入れて印刷再開を許可すること」が伝えられた。この事案以降、「カロルスは慎重に自己規制した」、つまり自己検閲をしたのである^{xv} (Welke 同上)。

1609年創刊の*Aviso*紙の場合、手書きのバージョンが先行して製作された上で、ヴォルフエンビュッテルに送られた。印刷発行地でもあるブラウンシュヴァイク＝リュネブルク公の宮廷の複数の公務員が目にすることで一種の「事前検閲」となっていたため、問題が発生することはなかった。因みに上記の記事は*Aviso*紙にも掲載されていた。

▶ xv これを機にカロルスとStorckは個人的に近い関係になる。Storckの息子の結婚式の詩、Storck自身の葬儀説教はカロルスが印刷している。Welke (2008, 110f.) 参照。

6 考察に代えた若干のコメント

Karl Schottenloherは近世印刷業の歴史研究で大きな足跡を残した研究者だが、上にも紹介した印刷特権に関する研究 (Schottenloher 1933, 90.) で、法規定の適用にも影響しかねないポイントを示している。統治者としての「マクシミリアン1世は書籍の保護者であり、何よりも書籍を重視し、(書籍の)愛好者であった」。つまりこの段階で問題となるのは皇帝の個人的姿勢・性格である。さらに「マクシミリアン1世以後の傾向は、学問研究の振興を皇帝と帝国の義務とする考えから保護状(印刷特権)を付与」するものだった。これが、「皇帝や顧問官たち」が「文学的試みへの心情的思い入れ」をもって事に当たるという姿勢に基づく「宮廷事務的な保護状の発布」へ変化した。この記述が意味するのは、法律や制度の運用に恣意性が入り込む余地を示し

てはいないだろうか。

法制度自体の歴史的変遷と、把握が容易ではない法制度の適用実態という対象を少々詳しく紹介してきた。小論の考察対象としての印刷形態の新聞にとって、制度的環境はどのようなものであったのかというところに改めて焦点をあててみよう。ここまでの記述から読み取れることをまとめてみる。

- (1) 新聞成立時にも（事前、事後）検閲という制度が帝国レベルでは確かに存在していた
- (2) ストラスブールのような帝国都市でも検閲を規定する法的な基盤はあった
- (3) 法制度を適用・執行する実際面では、二重統治を背景として、自己検閲や緩やかな第三者検閲しかなかった。
- (4) （少なくとも新聞成立期には）重い刑罰が適用された事例は余り知られていない
- (5) 手書き新聞から印刷形態の新聞への移行過程が社会全体に明確に意識されてはいなかった。またその過程も漸進的なものであった。社会全体の明確な認識がないまま印刷形態の新聞普及が進捗したともいえる。
- (6) ニュース内容に対する一義的な責任を編集者のみに問いくい新聞制度であった。（ニュースソースが馱通を通じて手書きで伝えられていた）

これらの点を考慮すると、新聞という活字メディアが本来もっている、ある種革命的とも言える情報拡散の潜在能力を社会全体や統治者たちが当初明確に意識していたとは言い難いのではないか。それとも新聞がもたらす恩恵の方を重視し、マイナス面には目を瞑っていたのだろうか。フランスのような一元的支配が徹底している絶対的中央集権国家であれば情報管理に遺漏も無かったのかもしれない。フランスとは対照的な二重統治の神聖ローマ帝国では、すくなくとも政策の不徹底があったことは明らかである。書籍大権の実態がそれを如実に示しているといえよう。

7 今後に向けて

前節の記述の典拠となったWelke (2008, 106.) が「17, 18世紀の活字メディアの領域で、新聞検閲の歴史ほど研究が不十分なところはない」と述べ、Stöber (2014, 97) など新聞成立史および初期新聞史の研究者も異口同音にこの分野への今後の研究を期待している。小論でも、当該分野で未だにスタンダードとみなされているEisenhardt (1970)などを参考にしたが、文書館、文書庫で膨大な一次資料に当たり、それらを整理、統合した全体像を描く作業なしには、新たな知見を得るのは困難であろう。

Welke (2008, 106.) もストラスブールの公文書にはすべて目を通したと述べており、ヴォルフェンビュッテルはいわば「官製新聞」であったために意

味のある発見はなさそうである。となれば、第三の新聞以降のケースで具体的な新聞批判等の具体例を求める必要がある。1615年刊行とされるFrankfurter Postzeitungなどの17世紀前半の新聞発行地での調査、少々目先が変わるが、政策としての検閲が緩やかな印象のあるアムステルダムを中心とするオランダでの事情、逆に絶対王政の中央集権化が徹底したフランスの事情との比較も興味深いものとなるかもしれない。

参考文献

- Behringer, W. (2003) *Im Zeichen des Merkur. Reichspost und Kommunikationsrevolution in der Frühen Neuzeit*. Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen.
- Bogel/Blüm (1971) *Die deutschen Zeitungen des 17. Jahrhunderts*. 2 Bde. Band I - Text. Schöninghmann Universitätsverlag, Bremen.
- 江口 豊 (2014) 「活版印刷術の展開と新聞成立との関連について」(研究ノート)『メディア・コミュニケーション研究』67, 1-22.
- Eisenhardt, U. (1970) *Die kaiserliche Aufsicht über Buchdruck, Buchhandel und Presse im Heiligen Römischen Reich Deutscher Nation (1496-1806). Ein Beitrag zur Geschichte der Bücher- und Pressezensur*. Verlag C. F. Müller, Karlsruhe.
- Hoffmann, L. (1993) Die Gutenbergbibel. Eine Kosten- und Gewinnschätzung des ersten Bibeldrucks auf der Grundlage zeitgenössischer Quellen. In: *Archiv für Geschichte des Buchwesens*, Bd 39, 255-319.
- Koppitz, H.-J. (1997) Kaiserliche Privilegien für das Augsburger Druckgewerbe. In: Helmut Gier/Johannes Janota (hrsg.) *Augsburger Buchdruck und Verlagswesen. Von den Anfängen bis zur Gegenwart*. Harrassowitz Verlag, Wiesbaden, 41-53.
- (1994)Die Privilegia impressoria des Haus-, Hof- und Staatsarchivs in Wien. In: *Gutenberg Jahrbuch* 69, 187-207.
- Lindemann, M. (1969) *Deutsche Presse bis 1815*. Colloquim Verlag, Berlin.
- Schneider, U. (2012) “Zensur” . In: Friedrich Jäger (hrsg.) *Enzyklopädie der Neuzeit*. Bd.15. Wissen-Zyklizität. Nachträge. Stuttgart, Metzler, S.425-426 und 429-435.
- *Beutel, A. (2012) “Zensur. 2. Kirchliche Zensur” . In: Friedrich Jäger (hrsg.) *Enzyklopädie der Neuzeit*. Bd.15. Wissen-Zyklizität. Nachträge. Stuttgart, Metzler, S.426-429
- *Otto, M. (2012) “Zensur. 4. Postgeheimnis” . In: Friedrich Jäger (hrsg.) *Enzyklopädie der Neuzeit*. Bd.15. Wissen-Zyklizität. Nachträge. Stuttgart, Metzler, S.435-437
- Schottenloher, K. (1933) Die Druckprivilegien des 16. Jahrhunderts. In: *Gutenberg Jahrbuch* 8, 89-110.
- Stöber, R. (2014³) *Deutsche Pressegeschichte*. UVK, Konstanz.
- Weber, J. (2004) Kontrollmechanismen im deutschen Zeitungswesen des 17. Jahrhunderts. *Jahrbuch für Kommunikationsgeschichte*, 6, S.56-73.
- Welke, M. (2008): Johann Carolus und der Beginn der periodischen Tagespresse. Versuch, einen Irrweg zu korrigieren. In: Welke, M./Wilke, J. (Hrsg.) *400 Jahre Zeitung. Die Entwicklung der Tagespresse im internationalen Kontext*. Edition lumiér, Bremen, S.9-116.

(平成27年9月15日受理、平成27年10月29日採択)